○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第七条）
第三節　積付け（第八条・第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十八条）
第五節　指図（第二十九条・第三十一条）
第六節　荷造り（第三十二条・第三十八条）
第七節　運賃、料金等（第三十九条・第四十八条）
第八節　責任（第四十九条・第五十八条）
第九節　運賃等後払（第五十九条・第六十条）
第三章　積込みまたは取卸し等（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当社は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当社の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日特約）

第三条　当社は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当社は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他合理的な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送荷口の貨物の引渡期間は、次の日数を含算した期間とします。

一　輸送距離二百キロメートルまでごとに一日

二　集配発及び配達する場合にあっては、一日

三　前項の期間は、集荷及び配達をする場合にあっては、これをもって延着とします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当社に貨物の運送の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び荷重または容積ならびにその荷造りの種類及び個数

二　申込者の氏名または名称及び住所及び電話番号

三　集荷及び配達先及び発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

四　集荷及び配達先及び発送地及び到着の希望日時

五　運送の数量

2　前項の申込書には、第三十四条に規定する待機時間料、第三十五条に規定する積込料及び荷卸料（以下「積込料等」という。）の支払方法、有料道路料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法、荷受人の氏名または名称及び住所並びに電話番号、高価品については、貨物の種類及び価額、第六十一条に規定する積込みまたは取卸しを委託するときは、その旨、第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨、運送保険に付するときは、その旨、特約事項があるときは、その内容、その他の貨物の運送に関し必要な事項

3　前項において、当店が電磁処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で当店で定めるものにより同項の申込みの方法を定めているときは、前項の運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければなりません。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当社は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けるときは、次に掲げるものを記載した運送引受書を交付します。

一　集荷及び配達をするときは、その旨

二　運賃、料金等の額

三　この運送約款において準用する第十四条に規定する運送引受書の記載事項の変更の申込みを受けた時は、これに応じます。

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の通知）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2　当店は、前項の貨物の種類及び性質について、これを立証するため必要があるときは、申込者の同意を得て、その立会いのもとで、貨物の種類及び性質が申込者の通知したことと異なるときは、これにより生じた損害の賠償を請求することがあります。

3　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その立会いを